

大阪市告示第33号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第8条第1項第9号の規定に基づき、令和6年11月22日に、次のとおり道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、大阪市建設局及び阪神高速道路株式会社において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月15日

大阪市長 横山英幸

1 道路の種類 大阪府道

2 変更する道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
高速大阪 池田線	中央区高津3丁目 50番の13地から	旧	m 10.55～ 22.37	m 4.32
	同区同 58番の2地まで	新	20.77～ 32.77	4.32

(建設局総務部管財課)